

消費者庁、国民生活センターおよび消費者委員会の地方移転に反対する意見書

2015年12月22日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿

地方創生担当大臣 石破茂 殿

内閣府副大臣 松本文明 殿

消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野太郎 殿

消費者庁長官 板東久美子 殿

消費者委員会委員長 河上正二 殿

国民生活センター理事長 松本恒雄 殿

政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 平澤慎一

(連絡先) 〒107-0052 東京都港区赤坂 3-9-18

赤坂見附 KITAYAMA ビル 3 階

アクト法律事務所

tel 03-5570-5671 fax 03-5570-5674

事務局長 弁護士 島 幸明

第1 意見の趣旨

消費者庁、国民生活センターおよび消費者委員会の地方移転に反対する。

第2 意見の理由

1 はじめに

当研究会は、昭和57年、先物取引被害ないし投資被害の予防と救済を目的として設立された、全都道府県に所在する、数百名の弁護士からなる団体である (<http://www.futures-zenkoku.com/>)。

当研究会の扱う先物取引被害ないし投資被害は深刻な消費者被害であり、その予防や被害救済、投資の適正なルール作り等については、まさに消費者行政の充実が要請される所、現在、消費者庁、国民生活センター及び消費者委員会の地方移転が具体的に議論されており、これが実現されれば消費者行政の機能不全が真剣に懸念される。

当研究会はこの移転に、以下のとおり強く反対するものである。

2 消費者庁（消費者委員会）の地方移転について

- (1) 今般の消費者庁の徳島県への移転は、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」の中の「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において議論されている。

この有識者会議は移転の提案として受け付けられないものとして、官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関や中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関に係る提案、移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案を挙げているが、消費者庁はまさにこれらの受け付けられない提案に当たる。

消費者庁は、2007（平成19）年に発覚した食品偽装問題や2008（平成20）年1月に発覚した中国産冷凍餃子への毒物混入事件などをきっかけとして、同年6月27日の閣議決定「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」を経て、2009（平成21）年9月、消費者・生活者が主役となる社会への転換の起点となり、消費者行政の司令塔的役割を果たすべきものとして創設された。

そして、実際、食品や製品の生産・流通・販売・安全管理、金融、教育、行政規制・刑事規制など多くの領域に関わる消費者問題について、各省庁と密接な連携を図って業務を遂行することとなり、また、消費者行政の総合調整権限として閣議決定した消費者基本計画を実行するため、司令塔的立場から官邸、関係省庁や国会との直接協議も行うこととなった。そして、消費者関連法の立法や改正についても各省庁との調整・協議を行う機関となっている。

そうであるのに、関係各省庁が未だ東京に留まる中で、消費者庁のみが現在地から遠く離れた遠隔地に移転しては、機能不全に陥ることは明らかである。

ICTの技術が発達してきたことは確かかも知れないが、消費者庁は、関係各省庁や後述する国民生活センター、これに様々な形で関わる各消費生活センターや消費生活相談員、その他消費者行政に関わる全ての「人」と連携を図っていくことが必要不可欠であり、スカイプ会議や電話会議でこれらの連携を迅速・的確に行うことは不可能であって、地方移転は、消費者庁の機能を壊滅させてしまうものである。

- (2) また消費者庁は、消費者安全に関する重大事故発生時には、官邸と連絡を取りながら、関係大臣等を本部員とする緊急対策本部を速やかに開催し、関係省庁とも連携して事態に対処しなければならない。

例えば、2013年（平成25年）12月29日、冷凍食品から農薬（マラチオン）が検出されたため、事業者から自主回収するとの発表がなされた事件では、消費者安全法を踏まえ、消費者庁は直ちに消費者向けに注意喚起した。

これらの対応は、消費者庁が遠隔地にあった場合は不可能であって、重大事故によって消費者の生命身体に甚大な被害が発生する虞れを招くものである。

- (3) 消費者委員会の地方移転についても念のため触れておくと、消費者委員会は消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、任意のテーマを自ら調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有している。また消費者委員会は現在学者及び実務専門家ら非常勤の委員10名から構成され、委員会打ち合わせや会議等を多数回行っているところ、遠隔地に移転した場合の機能低下や委員の負担は計り知れない。

3 国民生活センターの地方移転について

- (1) 国民生活センターは、いわゆる PIO-NET 情報（全国の消費生活相談情報）を集約・分析し、一般消費者や地方自治体に情報を発信するほか、相談情報を分析した結果

に基づいて、消費者庁や各省庁の消費者関係法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っている。国民生活センターは消費者庁や消費者委員会と緊密な連携を図ることにより、政府全体の消費者行政を推進する役割があるのであり、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターは、相互に連携しつつ一体的に消費者政策の司令塔機能を発揮することが求められる組織である。

各省庁と離れてしまえば、その機能が適切に果たされないことは消費者庁や消費者委員会と同様である。

- (2) 国民生活センターは、いわゆる「経由相談」によって、消費生活センター・消費生活相談員らの窓口支援を行う中核機関としての役割もある。そして、この「経由相談」を行う専門的知識と経験を要する職員の多くは非常勤であり、国民生活センターが遠隔地、特に徳島に移転してしまった場合は、退職を余儀なくされる可能性が高い。そうすると、各地の消費生活センターの機能も併せて低減される事になりかねない。

また、紛争解決委員会（ADR実施機関）において事業者と消費者の出席を求め和解の仲介手続を行っているところ、その実施も阻害される。

4 結論

以上のとおり、消費者庁（消費者委員会）及び国民生活センターが地方へ移転すれば消費者行政の機能は壊滅し、先物取引被害をはじめとする投資被害の拡大を招くことは必至である。

当研究会は消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転について強く反対する。

以上